

北方町特定不妊治療費助成について

1. 対象となる治療

- ・不妊治療のうち、保険外診療である体外受精及び顕微授精
- ・都道府県知事が指定する医療機関で、申請される年度内（4月分から翌3月分）に終了した治療
※申請の受付は、治療が終了した日の属する年度内（3月末）に限ります。ただし、治療が終了した日が2月1日から3月31日までの間に限り、翌年度5月末まで受け付けます。それ以外は、助成対象とはなりません。
- ・次の治療方法・内容は助成の対象とはなりません。
〔 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの、代理母、借り腹、文書料、個室料など 〕

2. 助成内容

- ・1年度10万円を限度に通算5年度まで助成します。
※岐阜県の助成の申請を優先とします。また同一年度内他の市町村から助成を受けた方または受ける予定のある方は除きます。
- ・特定不妊治療（ただし、治療ステージCを除く）の一環として、男性不妊治療を実施した場合、5万円まで上乗せして助成します。※治療開始が令和2年4月1日から適用
- ・男性不妊治療の助成は、本人負担の1/2（千円未満切捨て）
- ・対象となる男性不妊治療は、精巣内精子回収法（TESE、MD-TESE）、精巣上体精子吸引法（MESA）など

3. 対象者

- ・治療開始時点において、法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- ・夫又は妻のいずれか一方、又は両方が申請時に町内に住所を有すること

4. 申請方法

- ・申請書に必要事項を記入し、下記の①から⑦の必要書類を添付して、北方町保健センターへ提出してください。岐阜県特定不妊治療費助成事業の交付決定通知書または、申請書確認事項に同意され、本町で確認できる場合は、④と⑤は省略可。
- ・男性不妊治療を合わせて実施した場合は、北方町男性不妊治療費助成申請書・男性不妊治療費助成事業受診等証明書、領収書を一緒にご提出ください。（☑して不備がないか確認してください。）

- 治療開始時点で法律上の婚姻をしており、申請時に本町に住民票はありますか
- 4月から翌年3月分までの診療分ですか
- ① 北方町特定不妊治療費助成申請書
 - ・申請者および口座名義人は、同一者で原則、妻とする。
 - ・口座確認のため申請時に通帳等口座の分かるものをお持ちください。
 - ・夫及び妻がそれぞれ自署をお願いします。
- ② 北方町特定不妊治療費助成受診等証明書
 - ・医療機関で証明書を記入。※岐阜県特定不妊治療助成事業に係る県様式の写しも可。
- ③ 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書
 - ・確定申告後の領収書は不可。申告予定の方は、先に助成申請を済ませてください。
 - ・領収書の合計金額と②の証明書に記載された領収金額が一致することが必要です。
- ④ 岐阜県の特定不妊治療費助成事業の交付決定通知書の写し（申請をしている方のみ）
(ここからの書類は④の書類があれば省略できる場合があります)
- ⑤ 夫及び妻の住所が確認できる書類
- ⑥ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（3か月以内に発行された戸籍謄本等）ただし、⑤の書類で夫婦であることが確認できる場合は不要です。

5. お問い合わせ

北方町保健センター 北方町高屋石末 1-10

(電話) 058-323-7600

(受付時間) 8時30分～17時15分 (土日祝日を除く)